

訪日外国人等観光客の宿泊マナー向上のためのコンテンツ作成及び周知啓発委託業務に係る委託仕様書

1 事業名称

宿泊サービス向上等事業（訪日外国人等観光客の宿泊マナー向上のためのコンテンツ作成及び周知啓発事業）

2 事業の趣旨・目的

大阪を訪問する外国人は、大阪観光局推計で令和 6 年度に約 1,400 万人を超え、今後とも、大阪・関西万博の開催や IR の開業などもあり、増加することが見込まれる。外国人等観光客が、衛生的で快適に府内の宿泊施設で滞在できることは、安全・安心な観光に寄与するとともに、さらなる観光客の増加につながる。一方、近年、ゴミや騒音など観光客と住民とのトラブルも発生しており、これらを防ぐためには、外国人等観光客に宿泊施設におけるマナーを知ってもらうことが必要である。

そこで、外国人等観光客の宿泊施設におけるマナー向上のための啓発動画等を作成し、関西国際空港をはじめ府内の各場所で放映等する。

3 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日

4 委託上限額

23,160 千円（税込） ※本事業を実施するすべての経費を含む。

5 事業内容及び提案を求める事項

本事業で実施する業務は、次の（1）及び（2）とする。なお、業務の実施にあたっては、大阪府（以下「発注者」という。）と十分に協議・調整をすること。

（1）宿泊マナーに関する動画、静止画像及びポスターの企画・製作

- ①府内の宿泊施設（いわゆる民泊を含む）を利用する外国人等観光客が興味・関心を持ちやすく、インパクトがあり、印象に残るようなものであること。
- ②外国人等観光客が、瞬時に楽しく内容を理解し、自然に実行したくなる内容であること。
- ③動画、静止画像及びポスターは、発注者が求めるテーマを含めた内容の物を製作すること。
- ④動画は、関西国際空港はじめとする公共交通機関のデジタルサイネージのほか、宿泊施設、観光施設、SNS 等での放映等を想定したショート動画とホームページへの掲載等を想定したロング動画を作成すること。

- ⑤動画、静止画像及びポスターは、発注者と協議を行い、内容等を決定し、シナリオを作成した上で作成すること。なお、内容はアニメーション、実写又はそれらを組み合わせたもののいずれでも可能とする。
- ⑥ショート動画及びロング動画は、アスペクト比 16:9、一般にホームページや YouTube で再生可能なファイル形式（mp4、WMV、AVI 等）とし、画質は、高品質（圧縮率を低く設定し、画質を保つこと）とする。
- ⑦ショート動画は、15 秒以内の動画を 20 本程度作成すること。
- ⑧ショート動画は、字幕や音声等がなくとも理解できる内容が望ましい。使用する場合の言語は、その動画の働きかけ先（対象）を日本人とするときは日本語、働きかけ先（対象）を外国人とする場合は英語とする。
- ⑨ロング動画は、5～10 分程度でストーリー性のある内容の動画とする。
- ⑩ロング動画は、字幕や音声等がなくとも理解できる内容が望ましい。また、動画内で言語を使用する場合は、日本語以外に 10 言語（英語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、フランス語、タガログ語）に対応していること。なお、多言語対応については、各言語の動画を作成すること。
- ⑪ショート動画及びロング動画で使用する言語の翻訳については、翻訳を行った者と異なる者がその内容について確認すること。なお、確認を行う者は、翻訳言語を母語とするなど詳しい者とし、あらかじめ発注者と調整すること。
- ⑫静止画像は、1920×1080 ピクセル（アスペクト比 16：9）、ファイル形式は、JPEG とし、画質は高品質（圧縮率を低く設定し、画質を保つこと）とする。
- ⑬静止画像は、動画を使用できないデジタルサイネージで使用することを想定して、台詞等を使用せずとも外国人等観光客が理解できるものとする。また、その静止画像を活用する等して、ポスター（A2 又は B2 サイズ）を作成すること。
- ⑭静止画像及びポスターは、ショート動画又はロング動画の一部抜粋や加工して作ることも可能とする。
- ⑮動画、静止画像及びポスターにおいて、他者が保有する資料映像や静止画等を使用する場合は、「7 ②著作権及び使用料について」の項目に従うこと。
- ⑯動画、静止画像及びポスター内で台詞等において、商品の宣伝、反社会的な思想、差別的な表現、公序良俗に反する表現など、府の啓発動画として不適切な内容は含めないよう配慮すること。

（提案を求める内容）

- ・ マナーを守らなかったために失敗したなど楽しく学べるものやマナーを守ることによってよく映るものなど、瞬時に楽しく内容を理解し、自然に実行したくなる内容であること。

- ・動画、静止画像及びポスターには、外国人等観光客の宿泊マナー向上に向けたキャッチコピー案を考え、提案すること。

例) 訪日観光の海外市場向けキャッチフレーズ「Japan. Endless Discovery.」等

- ・以下のテーマの内容を含めた動画、静止画像及びポスターのイメージが分かるものを提案すること。

ア 宿泊施設の利用全般に関すること。

例) 部屋の備品を持ち帰らない、和室では靴を脱ぐ

イ 民泊施設の利用方法に関すること。

例) 近隣住民への配慮（騒音、ゴミ等）、トイレの使用方法。

ウ 共同浴場（銭湯を含む）の利用に関すること。

例) 浴槽内でせっけんを使わない。タオルを浴槽につけない

など

(2) 成果物を活用した周知啓発

- ① (1) の成果物を活用し、空港や鉄道などの公共交通機関や宿泊施設等のデジタルサイネージなど府内各地での放映やメディアや SNS 等で発信し、広く周知啓発を図ること。

- ② 周知啓発の実施は、事前に発注者と協議すること。

(提案を求める内容)

- ・動画については、配信プラットフォームやプロモーション戦略、発信の効果を提案すること
- ・静止画像及びポスターについては、想定する掲示先とサイネージ数等を提案すること。

※提案にあたっての留意事項

- ・委託金額内で実施し、発注者による追加的な支出を要しないものを基本とすること。
- ・動画の放映先には、関西国際空港内のデジタルサイネージ及び Osaka Metro に設置されているデジタルサイネージを含むこと。

6 業務進行予定及び体制等の策定

- ① 受託者は、契約後速やかに本事業における全体スケジュールを提示すること。また、発注者が進捗状況を随時確認可能な業務体制とし、窓口となる担当者を明確に定めること。
- ② 契約期間内に計画的かつ効率的に進行できるよう体制をとり、進行管理を行うこと。詳細については、事前に発注者と協議すること。

7 事業全体に係る留意点

- ① 成果物による啓発事業について

- ・成果物による啓発事業については、令和7年9月から令和8年3月まで放映等されるよう事業を行うこと。

②著作権及び使用料等について

- ・本事業における企画、映像等一切の著作権料及び使用料等についてはすべて委託金額内に含むものとする
- ・本事業における成果物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める権利を含む。）については、発注者に帰属するものとする。また、本事業終了後においても発注者がその保有する広報媒体等を活用して公表等を行うにあたり、著作権使用料等が別途発生しないようにし、自由に無償で利用できるものとするとともに、受注者等が著作権人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に定める権利を含む。）の行使をしないこと。
- ・本事業による成果物については、使用料、その他名目の如何を問わず、使用の対価を一切請求することができない。
- ・成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から成果物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は発注者に生じた損害を賠償しなければならない。

③学識者等への謝金の支払い等について

- ・動画の作成にあたり、助言を求めた学識者への謝金の支払い等が発生する場合は、委託金額に含むものとする。

④個人情報の保護等について

- ・本事業で製作する動画は公表を前提とするため、個人情報の保護その他法令順守に十分配慮し製作すること。

⑤その他法律的根拠について

- ・成果物に関するその他法律的根拠については、受託者において法的専門家に確認する等の手法で担保すること。

8 成果品等（提出物）

(1) 動画、静止画像及びポスターのデータ

(2) 実施報告書

事業の詳細な実施状況が確認できるものとする。

周知啓発については、掲載したデジタルサイネージや SNS 等での配信動画の実績を写真等で記載すること。

9 成果物の提出方法

8で定める成果物については、DVD-R（又は BD-R）にデータを保存し提出するものと

し、報告書については、あわせて紙媒体に出力したものも提出するものとする。

10 成果品等の提出先

大阪府 健康医療部 生活衛生室 環境衛生課 生活衛生グループ
大阪府大阪市中央区大手前三丁目 2-12

11 再委託

再委託は原則禁止する。ただし、専門性等から本業務の一部を受託事業者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、再委託により実施することができる。再委託を行う場合は、事前に発注者と協議し、承認を得ること。

12 その他特記事項

- (1) 事業の実施に際しては、発注者の指示に従うこと。
- (2) 発注者から受託者に対し、必要に応じて、事業内容等について随時報告を求めることがあるので、速やかに対応すること。
- (3) その他、本仕様に定めのない事項で疑義が生じたときは、担当職員と協議し、その指示によること。
- (4) 業務上知り得た情報を他人に漏らさないこと。
- (5) 企画提案及び契約の手続きにおいて用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国の通貨によるものとする。
- (6) 委託業務の終了後、成果物に誤り等が認められた場合には、受託者の責任において速やかにその誤りを訂正しなければならない。